

町有地一般競争入札説明書

(物 件 調 書)

令和6年2月5日(月)～2月14日(水)「申込期間」

令和6年2月28日(水)「入札書提出期限」

令和6年2月29日(木)「開札日」

菊 陽 町
(所管:都市整備部 都市計画課)

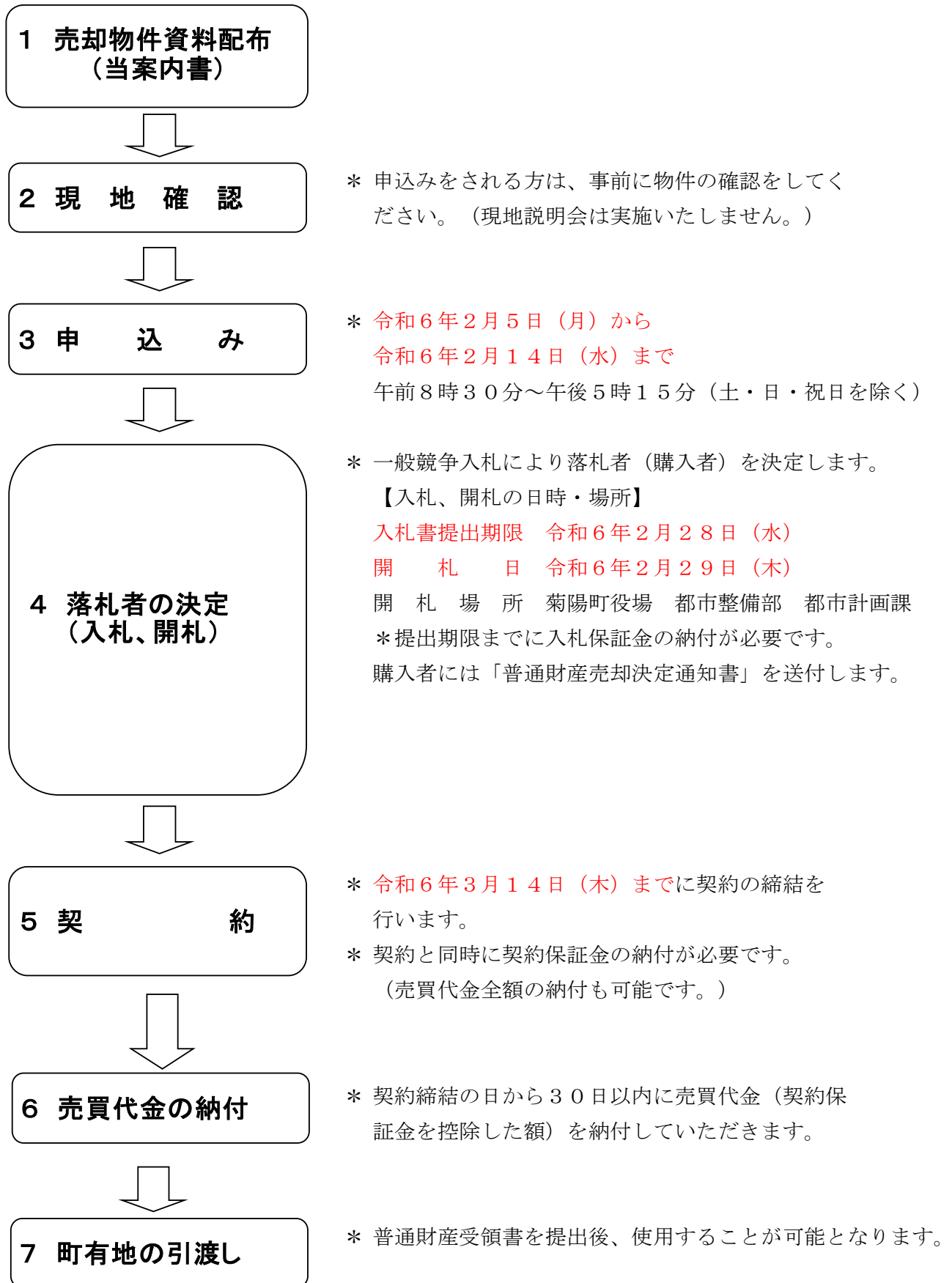
目 次

1	申し込みから引渡しまで	1
2	町有地一般競争入札説明書	2
3	土地売買契約書（案）	7
4	物件調書	9
5	入札参加申込書	18

* 本書に係るお問合せは、下記までお願いします。

〒869-1192
熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地
菊陽町 都市整備部 都市計画課 区画整理係
TEL 096-232-4927(直通)
FAX 096-232-3614

申込みから引渡しまで



町有地一般競争入札説明書

菊陽町町有地一般競争入札に参加される方（以下「入札参加者」という。）は、この町有地一般競争入札説明書をご承知のうえ、お申し込みください。

（１）売却物件

- ①売却物件（以下「町有地」という。）は、「売却物件一覧」（P 1 1）のとおりです。
- ②町有地の詳細については、「物件調書」（P 1 2～）をご覧ください。
- ③町有地の用途地域は全て、**工業地域**になっていますので、将来の土地利用を十分検討されてください。

（２）入札参加資格（申込者の資格）

次のいずれにも該当しない方であれば、個人・法人を問わず、参加できます。また、連名（共有）での申込みも可能です。

《個人》

- 成年被後見人又は被保佐人
- 破産者で復権を得ない人

《法人》

- 会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

《共通》

- 菊陽町の町税等の滞納がある者
- 競争入札に参加しようとする者を妨げた者
- 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- その他町長が入札に参加させることが不相当と認めた者

（３）申込方法

「入札参加申込書（様式第1号）」に必要事項を記入し、押印のうえ、必要書類をそろえて、受付期間内に菊陽町役場都市計画課へ**郵送**又は**持参**してください。

I 申込み受付期間、時間及び受付場所

- 受付期間 **令和6年2月5日（月）～令和6年2月14日（水）**
（**郵送の場合は必着**、土・日・祝日は除く）
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- 提出場所 〒869-1192
熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地
菊陽町役場 都市整備部 都市計画課

II 申込み必要書類

《個人》

- ①入札参加申込書（様式第1号）*実印を押印してください。
- ②印鑑登録証明書
- ③住民票抄本（本籍地記載のもの）
※外国人の方は外国人登録原票記載事項証明書
- ④滞納のない証明書（菊陽町に住所をおく方のみ）

《法人》

- ①入札参加申込書（様式第1号）*代表者印を押印してください。
- ②印鑑証明書（法務局発行）
- ③法人全部事項証明書（法務局発行）
- ④滞納のない証明書（菊陽町に事業所等が所在する法人のみ）

*連名（共有）で申込みをされる場合は、全ての方について書類が必要です。

III 申込みにあたっての注意事項

- ①現地説明会は行いませんので、申込み前に必ず現地確認を行ってください。
- ②入札参加申込書に押印する印鑑は、**入札書及び契約書に押印するものと統一**してください。
- ③申込みに事実と異なる記載がある場合は、申込みが無効になる場合があります。
- ④落札後の売買契約及び所有権移転登記は、申込書に記載された名義人で行います。

（4）入札参加者資格の審査

- ①申込み時の提出書類等により入札参加資格の審査を行い、入札参加資格の有無について決定します。
- ②申込みの内容について、説明を求めることがあります。
- ③審査の結果、入札参加資格について適当と認められる申込者には、「入札参加承認書」（様式第2号）及び町有地一般競争入札保証金納付書を交付（郵送）します。

（5）落札者の決定方法

- ①申込者が複数の場合は、入札により、最低売却価格以上で、かつ、最高価格で入札した申込者を落札者とします。ただし、該当者が2以上あるときは、「くじ」によって落札者を決定します。
- ②申込者が単独であった場合も、開札を行い落札者を決定します。
- ③落札者はその権利を他者に譲ることはできません。
- ④落札者が、契約の締結をしなかった場合は、次順位で入札した者を次順位落札者とし、契約する権利を取得します。次順位落札者は、契約を締結するか拒否するかを選択することができます。（拒否した場合でも入札保証金は還付します。）拒否した場合は、その次の入札者へ権利が異動します。

(6) 入札及び開札

I 入札、開札の日時及び場所

- ①入札書提出期限 **令和6年2月28日(水) 午後5時15分まで**
- ②提出先 菊陽町役場 都市整備部 都市計画課
- ③開札日時 **令和6年2月29日(木) 午前10時00分**
- ④開札場所 菊陽町役場 都市整備部 都市計画課執務室内
※入札参加者は開札の立会いはできません

II 入札に必要な書類(提出書類)

- ①入札書(様式第3号) *実印を押印してください。
- ②町有地一般競争入札保証金の領収書(写し可)

III 入札方法

- ①一般競争入札方式によるものとします。
- ②入札書及び入札保証金の領収書は、提出期限までに**郵便にて提出**してください。
- ③入札書には、黒色又は青色の万年筆又はボールペンにて必要事項を記入し、記名・押印のうえ、提出してください。
- ④入札書の金額の記入は、算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。また、各桁の数字は省略せず、一の位まで数字を記入してください。
- ⑤入札書は、書留(簡易書留を含む)郵便により提出してください。また、二重封筒とし、外封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒に「件名」及び「開札日」を記載してください。なお、提出期限までに到着しないものは無効とし、やむを得ず入札書を持参する場合も同様とします。
- ⑥提出された「入札書」は、書きかえ又は撤回することはできません。
- ⑦不正な入札が行われる恐れがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は延期することがあります。この場合において、当該入札に参加した者が損失を受けても、町は補償の責を負いません。
- ⑧入札参加者は入札後、現地及びこの案内書等の不明を理由に、町に対して異議を申し立てることはできません。

IV 入札保証金の納付

- ①入札参加者は、「町有地一般競争入札保証金納付書」により、入札書提出期限までに、菊陽町役場会計課又は金融機関(ゆうちょ銀行は除く)で納付し、領収書を提出してください。※原則入札書に同封して提出してください。
- ②入札保証金の額は、下記に示す額(最低売却価格の5%以上に相当する1万円単位の金額)とします。
 - 物件番号① : **3, 200, 000円**
 - 物件番号② : **4, 350, 000円**
- ③入札保証金は、落札者に対しては売買契約締結時までに納付していただく契約保証金納付後に返還します。ただし、入札保証金は契約保証金の一部に充当することができます。(原則充当)

- ④落札することが出来なかった者に対しての入札保証金は、落札者の決定後返還するものとします。（返還には4週間程度かかります。）
- ⑤落札者が、契約を締結する意思がないことを表明した場合、又は指定された期間内に契約を締結しない場合の入札保証金は、町に帰属します。
- ⑥入札保証金に対しては、利息は付しません。

V 開札方法

- ①開札は、入札書の提出後、開札場所において、開札責任者立会いのもと、担当職員にて行います。これに、入札参加者の立会いはできません。

VI 入札が行われた場合の落札金額等の公表

- ①開札後、落札金額を町ホームページにて公表します。
- ②入札に参加した場合、落札者名及び入札金額等は情報公開の対象となりますので、入札参加者の意思とは関わりなく、後日公表される場合があります。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ①入札参加資格を有しない者のした入札
- ②記名押印を欠く入札
- ③金額を訂正した入札
- ④誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑤明らかに談合によると認められる入札
- ⑥2以上の意思表示をした入札
- ⑦前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(8) 入札保証金の還付

- ①落札者以外の入札保証金は、「町有地一般競争入札保証金還付請求書」により指定された金融機関の口座へ振り込みます。
- ②落札者が契約保証金への充当を希望しなかった場合の入札保証金は、①と同様に指定された金融機関の口座へ振り込みます。
- ③口座への送金には、4週間程度かかりますのでご了承ください。
- ④入札保証金に対しては、利息は付しません。

(9) 売買契約の締結及び契約保証金

- ①落札者には、「町有地売却決定通知書」（様式第5号）を交付し、落札者は通知書の交付日から**15日以内（令和6年3月14日（木）予定）**までに契約を締結していただきます。
- ②町は、落札者が①の期限内に契約を締結しないときは、落札を取り消すことができます。
- ③落札者は、売買契約の締結の日までに、契約代金（落札額）の**10%以上**に相当する1万円単位の金額を納付しなければなりません。
- ④落札者の責に帰す事由により契約を解除されたときは、契約保証金は町に帰属します。

⑤契約保証金は、契約代金に充当します。

《契約時に必要なもの》

○実印

○収入印紙 5000万超～1億円以下・・・・・・・・3万円

1億円超～5億円以下・・・・・・・・6万円

5億円超～10億円以下・・・・・・・・16万円

○契約保証金（納付済みの場合は、その領収書）

(10) 契約代金（売買代金）の納付

落札者は、売買契約の締結の日から**30日以内**に契約代金から契約保証金を控除した金額を一括で納付しなければなりません。契約金額が期限までに納入されなかった場合には、契約が解除され、契約保証金は町に帰属することになります。

(11) 町有地の引渡し

- ①町は、契約代金の全額の納付があったときは、「町有地受領書」（様式第7号）を徴して、当該町有地を引渡します。
- ②「町有地受領書」をもって、町有地を現状で引渡したものとします。
- ③町有地の引渡しを受けたときから、当該町有地を使用し、又は収益することができます。

(12) 所有権移転の時期及び登記

- ①町有地の所有権移転登記の手続きは、町が行います。
- ②所有権移転登記に要する費用（登録免許税等）は、**落札者の負担**になります。

(13) 権利譲渡の制限

町有地に係る権利は、契約締結の日から所有権移転登記が完了するまでの間は、当該町有地の全部又は一部を第三者に譲渡することはできません。

(14) その他重要事項

- ①不動産取得税（県税）、固定資産税（町税）、下水道事業受益者負担金（町）等本契約締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担になります。
- ②物件調書の記載事項は、一般的な内容を列挙してあるものであり、現地確認や諸規則（法令）の確認は各自行ってください。
- ③電気・ガス・上水道・通信・下水道については、落札者の責任において、各事業者と協議のうえ、設置してください。
- ④今回、当該町有地が落札に至らなかった場合は、再入札の実施又は先着順による随意契約での売却とし、公告等にて別途お知らせします。

土地売買契約書（案）

売出人 菊陽町（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により土地の売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 売買物件は、次のとおりとする。

所 在	地 番	地 目	地 積 (㎡)
菊池郡菊陽町			

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 円とする。

（代金の支払）

第3条 乙は、売買代金を 年 月 日までに、甲に支払うものとする。この場合において、契約保証金は、売買代金の一部として充当することができる。

（所有権の移転及び引渡し）

第4条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに、乙に移転するものとする。

2 この売買物件は、前項の規定により、所有権が移転したときに、乙に対し現状のまま引渡しがあったものとする。

（所有権の移転登記）

第5条 甲は、前条第1項の規定により売買物件の所有権が移転した後、速やかに所有権の移転登記を嘱託するものとする。

2 前項の所有権移転登記に要する登録免許税は、乙の負担とする。

（公租公課等の負担）

第6条 所有権移転登記完了後における、売買物件の公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担しなければならない。

（危険負担）

第7条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が、甲の責めに帰することができない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができないものとする。

（瑕疵担保）

第8条 乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足又は隠れた瑕疵があることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（契約の解除）

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は本契約を解除することができる。この場合において、既納の契約保証金は、返還しない。

- (1) 乙が指定期限までに契約代金を納付しないとき。
- (2) 乙による売買契約の締結に不正行為があったとき。
- (3) 乙から売買契約の解除の申出があったとき。
- (4) 乙による契約条項の不履行又は違反があったとき。

2 乙が売買代金支払のため融資を受ける場合等で、乙の責めに帰すべき事由がある場合を除き、融資が否認されたと甲が認めるときは、乙は契約を解除することができる。

(返還金等)

- 第10条 前条第2項の規定によって本契約が解除された場合は、甲は受領済の契約保証金を無利息にて遅滞なく乙に返還するものとする。
- 2 甲が前条第1項の規定により解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
- 3 甲が前条第1項の規定により解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要経費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(原状回復義務等)

- 第11条 乙は、甲が第9条第1項の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。
- 2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として、甲が解除権を行使した場合においては契約解除時の時価により減損額に相当する金額を、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合にはその損害に相当する金額を、甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

- 第12条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害を乙に請求することができる。

(返還金の相殺)

- 第13条 甲は、第10条第1項の規定により契約保証金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を支払うべき義務があるときは、返還する契約保証金の全部又は一部と相殺することができる。

(契約の費用)

- 第14条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

- 第15条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
- 2 本契約に関し、疑義が生じたとき又は定めのない事項については、甲の指示に従うものとする。

以上、本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地
氏 名 菊陽町
菊陽町長

乙 住 所
氏 名

物件調書

この物件調書は、町有地一般競争入札参加者が現地を確認されるうえでの参考資料です。申し込み前には必ず現地を確認してください。

なお、引き渡しは現状のままとなりますので御了承ください。

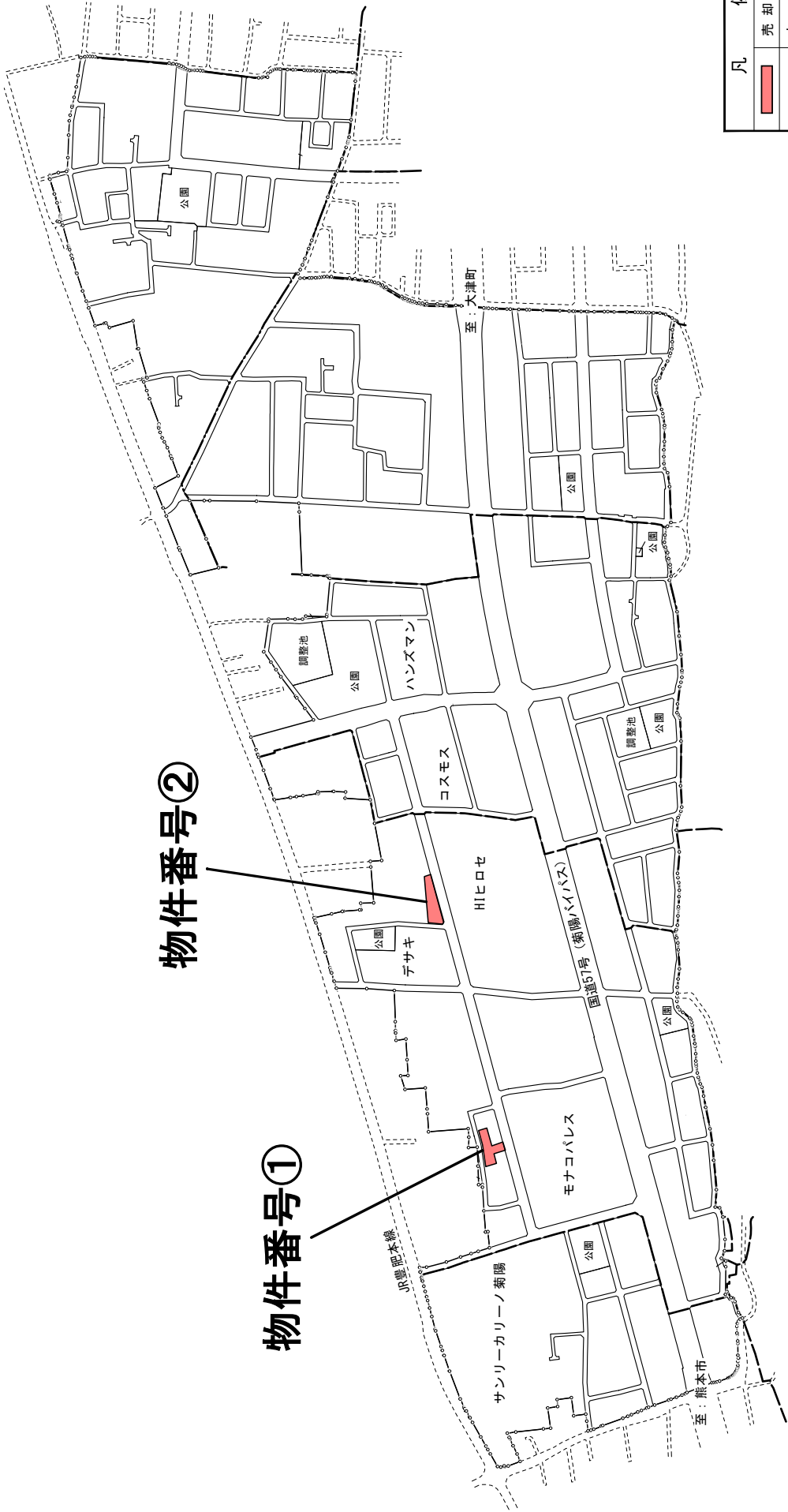
また、記載している事項、法規制等については、所管している機関・部署に直接御確認ください。

菊 陽 町

(所管：都市整備部都市計画課)

令和6年1月25日現在

売却物件案内図



凡 例	
	売却町有地
	大字界
	字界

売 却 物 件 一 覧 (別紙)

物件番号	所在地	面積 (㎡)	売却面積 (㎡)	㎡単価 (円)	価格小計 (円)	最低売却価格 (円)	用途地域	建ぺい率 %	容積率 %
①	大字津久礼2513番5	696.72	885.25	73,700	51,348,264	63,904,362	工業地域	60	200
	大字津久礼2513番12	188.53		66,600	12,556,098				
②	大字津久礼2524番14	339.56	1,047.51	82,900	86,838,579	86,838,579	工業地域	60	200
	大字津久礼2524番15	707.95							

*売却物件については、現地に案内看板を設置しておりますので、購入を希望される方は、各自で確認してください。(現地説明会等は実施しません。)

物件番号①

物 件 調 書

最低売却価格	63,904,362 円
--------	--------------

所在地		菊陽町大字津久礼字駄飼代 2 5 1 3 番 5 菊陽町大字津久礼字駄飼代 2 5 1 3 番 1 2	
売買権利		土地所有権（売買契約締結後に所有権移転登記を行います。）	
実測(売却)面積		8 8 5 . 2 5 m ²	(参考:267.7坪)
登記面積		8 8 4 m ²	(雑種地)
接面道路の状況		南側道路 (町道) 幅員 1 4 m アスファルト舗装 北側道路 (町道) 幅員 6 m アスファルト舗装	
法令等による制限	建築基準法 都市計画法	都市計画区域	市街化区域
		用途地域	工業地域
		建ぺい率	6 0 %
		容積率	2 0 0 %
		その他	防火地域、準防火地域指定なし
供給処理 施設		施設の種類の種類	事業所等
		電 気	九州電力(株)大津営業所 0120-761-383
		上水道	大津菊陽水道企業団 096-293-7711
		下水道	菊陽町下水道課 096-232-2164
		*現状や工事等については、落札者の責任において、各事業所等に直接お問い合わせいただき施工してください。	
周辺の状況等	交通機関	最寄駅 JR豊肥線 (三里木駅)	
	小学校	菊陽町立菊陽西小学校	
	中学校	菊陽町立武蔵ヶ丘中学校	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> この物件調書は、対象財産を購入される方が現地を確認されるうえでの参考資料です。 買受申請書を提出される前に、必ず現地を御確認ください。 記載内容及び法規制度については、所管機関又は部署に直接、御確認ください。 引渡しは現状のままとなります。 埋蔵文化財包蔵地であるため、建築・掘削等の土木工事を行う場合は、菊陽町教育委員会へ「埋蔵文化財発掘届」を提出する必要があります。(別紙参照) 		

案 内 図

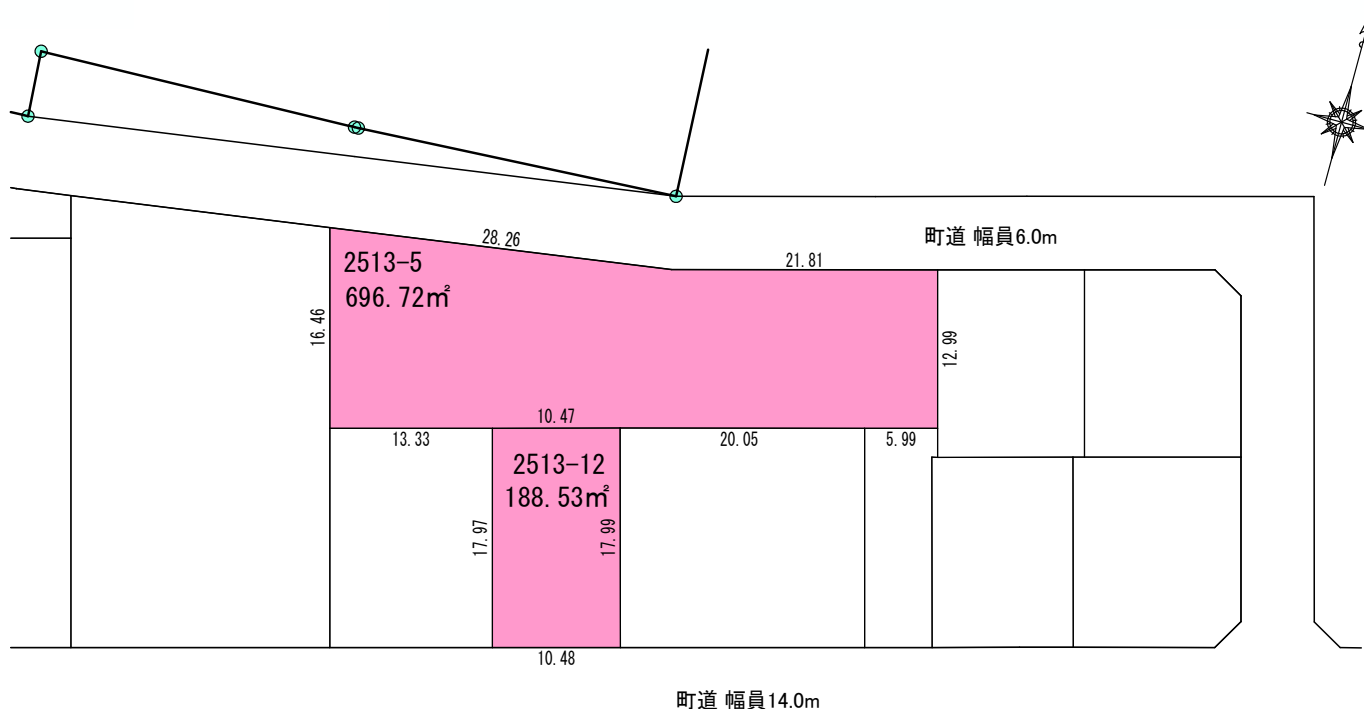


物件番号①

菊陽町大字津久礼字駄飼代2513番5
 菊陽町大字津久礼字駄飼代2513番12

詳細図 (実測面積:m² 辺長:m)

最低売却価格 63,904,362円



※2筆合わせての売却です。分割しての売却は行いません
 ※販売物件については現状渡しとなりますのであらかじめご了承ください。
 ※敷地内に電柱あり。必ず現地をご確認ください。

物件番号②

物 件 調 書

最低売却価格	86,838,579 円
--------	--------------

所在地		菊陽町大字津久礼字駄飼代 2 5 2 4 番 1 4 菊陽町大字津久礼字駄飼代 2 5 2 4 番 1 5	
売買権利		土地所有権（売買契約締結後に所有権移転登記を行います。）	
実測(売却)面積		1 0 4 7 . 5 1 m ²	(参考:316.8坪)
登記面積		1 0 4 6 m ²	(雑種地)
接面道路の状況		南側道路(町道) 幅員 1 4 m アスファルト舗装 西側道路(町道) 幅員 6 m アスファルト舗装	
法令等による制限	建築基準法 都市計画法	都市計画区域	市街化区域
		用途地域	工業地域
		建ぺい率	6 0 %
		容積率	2 0 0 %
		その他	防火地域、準防火地域指定なし
供給処理 施設		施設の種類の種類	事業所等
		電 気	九州電力(株)大津営業所 0120-761-383
		上水道	大津菊陽水道企業団 096-293-7711
		下水道	菊陽町下水道課 096-232-2164
		*現状や工事等については、落札者の責任において、各事業所等に直接お問い合わせいただき施工してください。	
周辺の状況等	交通機関	最寄駅 JR豊肥線(三里木駅)	
	小学校	菊陽町立菊陽中部小学校	
	中学校	菊陽町立菊陽中学校	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> この物件調書は、対象財産を購入される方が現地を確認されるうえでの参考資料です。 買受申請書を提出される前に、必ず現地を御確認ください。 記載内容及び法規制度については、所管機関又は部署に直接、御確認ください。 引渡しは現状のままとなります。 埋蔵文化財包蔵地であるため、建築・掘削等の土木工事を行う場合は、菊陽町教育委員会へ「埋蔵文化財発掘届」を提出する必要があります。(別紙参照) 		

案 内 図

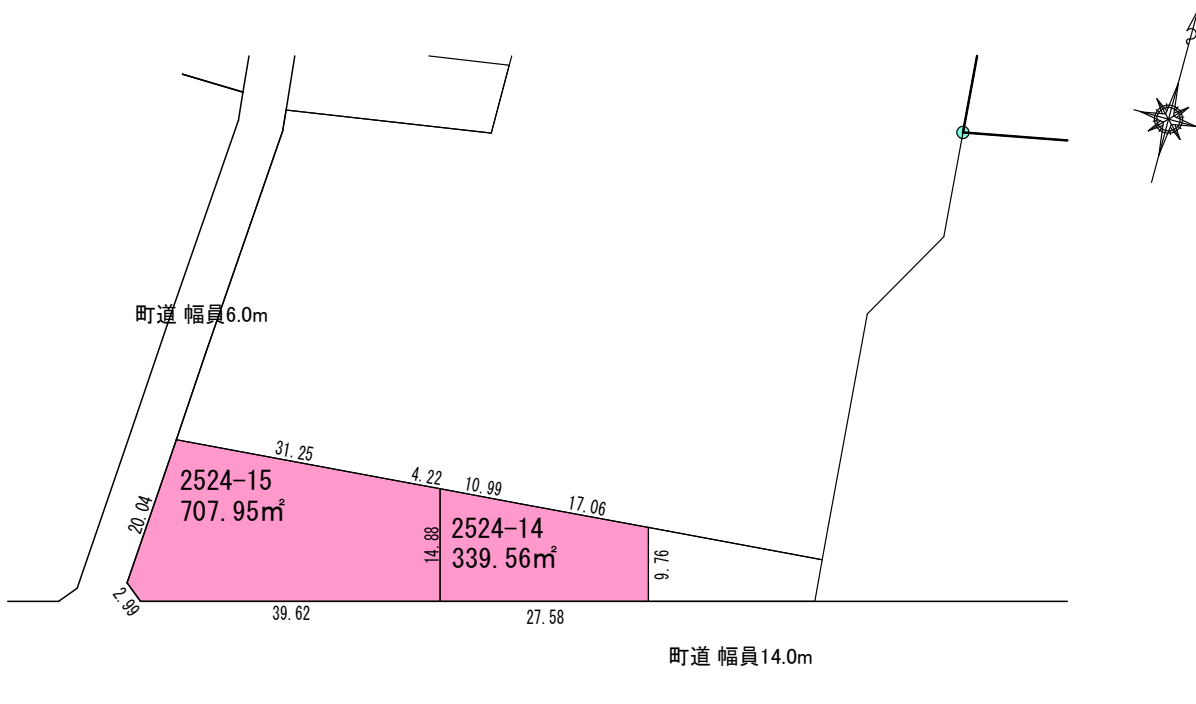


物件番号②

菊陽町大字津久礼字駄飼代2524番14
 菊陽町大字津久礼字駄飼代2524番15

詳細図 (実測面積:m² 辺長:m)

最低売却価格 86,838,579円



※2筆合わせての売却です。分割しての売却は行いません
 ※販売物件については現状渡しとなりますのであらかじめご了承ください。
 ※必ず現地をご確認ください。

建築・掘削などの土木工事をされる方へ

1 届出の義務

建築・掘削などの土木工事をしようとする場所が周知の埋蔵文化財包蔵地である場合は、文化財保護法第93条の規定により、工事に着手する60日前までに「埋蔵文化財発掘届」を町教育委員会を経由して熊本県教育委員会へ提出する必要があります。

工事の場所が周知の埋蔵文化財包蔵地かどうかは、町教育委員会で「遺跡地図」を閲覧することでわかります。

2 埋蔵文化財とは

文化財保護法では「土地に埋蔵されている文化財」とされており、国民共有の財産として保護されています。一般的に埋蔵文化財がある地域を「遺跡」と呼んでいます。

遺跡とは城跡・古墳・集落跡などのことで、土器や石器が地表に散布していると、そこには遺跡の存在が想定されます。

3 事務の流れ

町教育委員会に土木工事などの知らせがあると、「遺跡地図」と照合します。もし、工事の場所が遺跡の範囲であった場合は、事業者の方に「埋蔵文化財発掘届」を出していただきます。その後、実際に遺跡の有無を調べる「確認調査」を町教育委員会が実施します。確認調査で遺跡が発見されなければ、そのまま工事に着手できますが、もし発見された場合、保存のための協議を実施します。協議の結果保存が不可能な場合は本格的な発掘調査が必要になります。

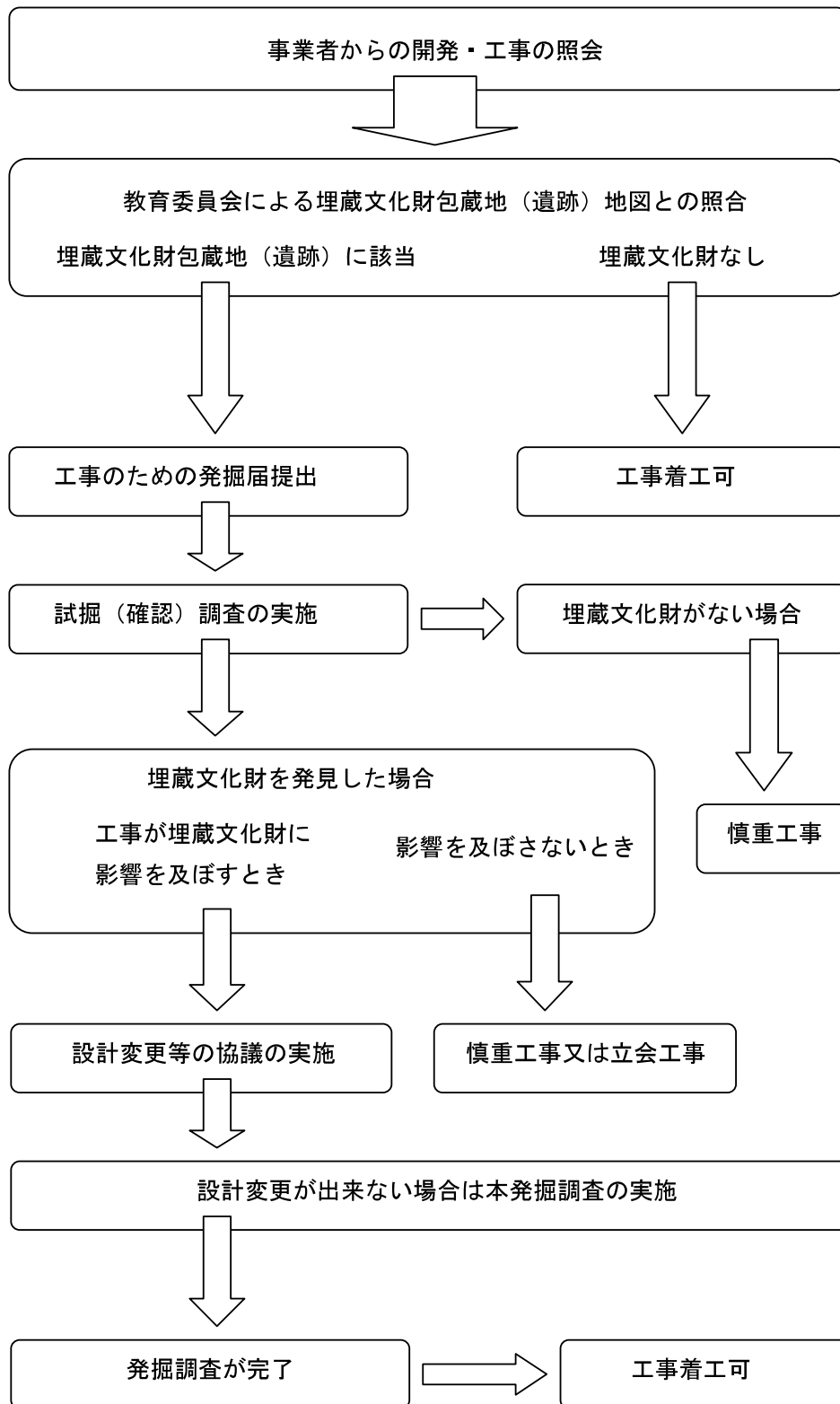
4 必要な書類

- ・埋蔵文化財発掘届（用紙は教育委員会にあります）・・・2部
- ・添付書類として位置図（場所がわかるもの）・・・2部
- ・工事図面（平面・断面図など掘削深度がわかるもの）・・・2部
- ・確認調査承諾書（土地所有者の承諾書です）・・・1部

問い合わせ先

〒869-1103 菊陽町久保田2598番地
菊陽町教育委員会 生涯学習課 文化財担当まで
TEL 096-232-4917 FAX 096-232-2156

開発・工事にかかる埋蔵文化財の取り扱いの流れ



注) 1 試掘（確認）調査等の調査期間は個人住宅で半日程度

注) 2 試掘費用は町教育委員会が負担

注) 3 本発掘調査費用は原則として原因者負担

入札参加申込書

年 月 日

菊陽町長 吉本 孝寿 様

申込者 住 所

氏 名 実印

連絡先（電話番号）

（法人の場合は、所在地、法人名及び代表者氏名）

菊陽町町有地一般競争入札への参加を、下記のとおり申し込みます。

記

1 申込物件 物件番号： _____

所 在：熊本県菊池郡菊陽町 _____

地 積： _____ m² の土地

2 上記代表者以外の共有申込者（共有による申し込み場合に記入・押印）

住所（所在地）	氏名（法人名・代表者職氏名）
	実印
	実印
	実印

※共有による申し込みの場合、代表者は申込者欄に御記入ください。

[添付書類]（発行後3ヶ月以内のもの）

○誓約書（別添1）

○個人の場合：住民票（抄本、本籍地記載）、印鑑登録証明書、滞納のない証明書

○法人の場合：現在事項全部証明書、印鑑登録証明書、滞納のない証明書

※共有名義で入札参加の場合は、共有者全員の添付書類が必要です。

(別添1)

誓約書

私（弊社）は、菊陽町が実施する一般競争入札の申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 入札説明書の入札参加資格に記載する事項に全て該当します。
- 2 入札に際し、入札説明書、現地、入札物件に関する法令上の規制等、全て承諾の上で参加します。
- 3 落札後、速やかに売買契約書を締結します。
- 4 今回申請した物件について売買契約を締結した場合は、代金納入後、所有権移転登記に係る費用は、私（弊社）が負担します。
- 5 入札に関することについて、全て入札執行者の指示に従います。

年 月 日

菊陽町長 吉本 孝寿 様

住所
(所在地)

氏名
(法人名・代表者氏名)

印